

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成24年6月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
倉吉都市計画道路3・6・10号生田小鴨線
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
追加する部分  
倉吉市生田、北野及び小鴨
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市役所建設部景観まちづくり課（倉吉市葵町722）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間  
平成24年6月26日から同年7月10日まで